

## 4 佐藤英行議員

- 1 岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議と岩内町としての洋上風力発電の推進について
- 2 自治基本条例の制定について ― 岩内町総合振興計画策定を機に



### 1 岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議と岩内町としての洋上風力発電の推進について

9月定例会における、洋上風力発電の進捗状況についての質問に対し、現時点において寿都町の呼びかけにより、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、蘭越町、寿都町、島牧村の7町村及び岩内郡漁協、古宇郡漁協、寿都町漁協、島牧漁協の4漁協で構成される岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議において促進区域への指定を目指していくとの答弁をいただきました。

洋上風力発電推進会議会長の片岡寿都町長は、高レベル放射性廃棄物の地層処分候補地に向けた文献調査の応募検討について、電気新聞のインタビューで、文献調査への引き換えに、この地域に洋上風力ができれば、寿都町以外の自治体にも恩恵が広がる、国が困っていることを手伝う代わりに、洋上風力では国にお願いをする。貸し借りはビジネスの鉄則、と述べております。

文献調査応募と引き換えに、国に洋上風力発電促進区域に選定してもらおうという話は、洋上風力発電推進会議にいつ提起され、協議されたのか。

また、洋上風力発電推進会議会長の片岡町長は北海道新聞の10月12日のインタビューに答えて、文献調査の最大20億円の交付金で、洋上風力発電の導入促進に利用したい考えを示し、優先的に整備する促進区域への国の指定や民間企業の誘致につなげたい考えを示しています。

これらのことは洋上風力発電推進会議にいつ提起され報告されたのか。

上記2項目のことについて、町長はどのような見解を持っているのか。

洋上風力発電推進会議を構成する7町村の海岸延長線は約157kmであります。この中で最大の海岸線を持つのは島牧村で、30%の48kmを占めております。この度、島牧村と島牧漁協が洋上風力発電推進会議から脱退したということを知っております。

脱退は本当なのか。本当だとすればいつ洋上風力発電推進会議で報告されたのか。また、脱退の理由は何か。

岩内町の海岸延長線は21kmであります。泊原発から一定の半径の海域に構築物を建てる場合、規制があると聞いていますが、その範囲は。またいつどのような理由で決まったのか。

今後、推進会議を構成する岩宇・南後志7町村及び4漁協の広域連携による促進区域への指定を目指すとのことであるが、島牧村及び島牧漁協が脱退したことを踏まえた推進体制は。また岩内町としての洋上風力発電の推進は。

本年7月3日、今後の促進区域の指定に向けて有望な区域等について、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、位置づけられています。これから有望な区域、促進区域指定となりますが、再エネ海域利用法に基づくガイドラインには促進区域への指定の基準が6項目記載されています。

漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとあり、岩内町における漁業の操業をしている海域の種類と海域は。

漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこととあるが、岩内町に関係する漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等は。

もとより、再生可能エネルギーは強力に推進していかなければならないと認識をしていますが、推進手続きは民主的手続きで行われるべきであると考えていますが見解は。

## 【答 弁】

### 町 長：

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議と岩内町としての洋上風力発電の推進について、9項目のご質問であります。

1項めは、文献調査応募と引き換えに国に洋上風力発電促進区域に選定してもらおうという話は洋上風力発電推進会議にいつ提起され協議されたのか、についてであります。

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議はこれまで3回開催されており、令和2年9月23日に開催されました第3回の推進会議において、促進区域の指定に向けた組織体制の強化を図るため、新たに岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会として発足する事となり、会長に寿都町長が就任し、事務局は会長の属する機関に置く事が決定されました。

その後、2回の協議会を開催いたしました。文献調査応募と引き換えに、国に洋上風力発電促進区域に選定していただくといった内容の提起はございません。

2項めは、洋上風力発電推進会議会長のインタビューの内容について、洋上風力発電推進会議に提起され報告されたのか、についてであります。

これまで開催されました推進会議及び協議会において、寿都町からは、これらの内容についての提起や報告はございません。

3項めは、上記2項目のことについての見解についてであります。

文献調査に係る案件につきましては、いずれも寿都町の政策に関わる内容であり、協議会においても議題になっていないことから、見解を申し述べるものではないと考えております。

4項めは、島牧村と島牧漁協が洋上風力発電推進会議から脱退したということを知っているが、脱退は本当なのか。本当だとすればいつ洋上風力発電推進会議で報告されたのか。また、脱退の理由は何か、についてであります。

事務局である寿都町に確認したところ、現時点で、島牧村及び島牧漁協から協議会に対し、脱退したいという正式な申し出は、受けていないとの事であり、ます。

5項めは、泊原発から一定の半径の海域に構築物を建てる場合規制があると聞いていますが、その範囲は。またいつどのような理由で決まったのか、についてであります。

北海道電力に確認したところ、発電所周辺の海域における構築物に関する法的規制はないとの事ですが、平成25年6月に原子力規制委員会が設定した基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドに基づき、平成29年3月、北海道電力が、発電所から半径7キロメートル以内を漂流物調査範囲と設定し、原子力規制委員会へ説明していると伺っております。

6項めは、今後、推進会議を構成する岩宇・南後志7町村及び4漁協の広域連携による促進区域への指定を目指すとのことであるが、島牧村及び島牧漁協が脱退したことを踏まえた推進体制は、また岩内町としての洋上風力発電の推進についてであります。

繰り返しとなりますが、島牧村及び島牧漁協が協議会を脱退した事実は確認していないことから、現時点においては、協議会を構成する岩宇・南後志7町村及び4漁協の広域連携による促進区域への指定を目指し、町といたしましても、引き続き国・道への情報提供を行うと共に、利害関係者を含めた地域

の関係者の理解促進が図られるよう進めて参ります。

7項めは、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとあり、岩内町における漁業の操業をしている海域の種類と海域についてであります。

岩内町における漁業の操業をしている海域は、単有と共有の区分けになっており、単有は、概ね沿岸から沖合5千メートルまで、共有は、概ね沖合5千メートルから1万9百メートルであります。

8項めは、漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域と重複しないこととあるが、岩内町に関係する漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等についてであります。

岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例に基づき、臨港地区内に漁港区として分区しており、区域は大和埠頭から万代船揚場まで及び漁業埠頭を指し、面積は、9.9ha。また、道が管理する敷島内漁港、面積は0.1ha。

港湾法で規定されている水域を、港湾区域としており、岩内港においては、西防波堤上に緯度経度で示されている原点があり、この原点から距離、角度で規定された区域線及び陸岸により囲まれた海面を指し、面積は395ha。

海岸法の規定により知事が指定する海岸線を、海岸保全区域としており、岩内港港湾管理者が所管する範囲は、概ね御崎の西防波護岸から野東にある株式会社山武林商店の加工場向いの海岸までを指し、延長1,210mとなっております。

9項めは、再生可能エネルギーは強力に推進しなければならないと認識をしていますが、推進手続きは民主的手続きで行われるべきであると考えているが、その見解についてであります。

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定に係るガイドラインでは、有望な区域に選定された区域については、法定協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始するものとされております。

この法定協議会の構成は、経済産業大臣、国土交通大臣、都道府県知事、農林水産大臣、関係市町村長、関係漁業者の組織する団体、その他利害関係者、学識経験者等とされ、中でも、地域の利害関係者の意見は特に尊重すると強調されております。

さらには、透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論することがガイドラインでは定められております。

したがいまして、促進区域の指定に向けた手続きは公平公正で民主的な手法の下、進められるものと認識しております。

## < 再 質 問 >

文献調査応募でまた交付金を当てにして推進会議会長が推進会議ではなく、いわば個人の考えで発言するというのは推進会議を無視していると思わざるを得ません。

寿都町に確認したところ島牧村、島牧漁協から協議会に脱退したいという正式な申し出は受けていないとのことであるが、本日、北海道新聞において洋上発電離脱の報道がありました。それを受けて内容を確認したのか。私は脱退は本当かと聞いているので納得いく答弁を求めます。

北電が半径7 km以内を漂流物調査範囲としているとのことでもありますけれども、漂流物調査範囲とはどういうことをいうのか。また、風力発電をする場合、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることに該当しないのか。

岩内町は沿岸距離も短くその中で漁業振興をしていくことを考えますと岩内町としての洋上風力発電は困難ではないかと考えますが、見解を求めます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議と岩内町としての洋上風力発電の推進について、4項目のご質問であります。

1項めは、本日北海道新聞において、洋上風力離脱の報道がありました。それを受けて内容を確認したのか、についてであります。

本日の新聞報道を受け、事務局である寿都町に確認したところ、現時点で、島牧村及び島牧漁協から協議会に対し、脱退したいという正式な申し出は、受けていないとの事であります。

2項めは、漂流物調査範囲とはどのようなことか、についてであります。基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドによると、泊発電所敷地周辺の津波遡上を解析し、地震による損傷や津波による海域構造物が発電所に与える影響を評価するための範囲とされております。

3項めは、風力発電をする場合、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることに該当しないのか、についてであります。

漁業への支障の影響の有無の確認は、当該区域における洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行うとされており、今後の協議会の中で協議・調整されていくものと考えております。

4項めは、岩内町は沿岸距離も短く、その中で漁業振興をしていくことを考えると、岩内町としての洋上風力発電は困難ではないかと考えるが、その見解についてであります。

発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが大前提であり、町といたしましても、漁業と共存していくことが重要であると認識しているところであります。

したがいまして、現時点においては、推進協議会を構成する、岩宇・南後志7町村及び4漁協の広域連携による促進区域への指定を目指し、今後、協議会の中で漁業振興を含めた洋上風力発電事業が検討されていくものと考えております。

## 2 自治基本条例の制定について ― 岩内町総合振興計画策定を機に

2000年の地方分権一括法が成立してから20年となります。機関委任事務の廃止を軸に自治体の自立化への道が広がりました。自治体運営に重要な、情報公開、市民参加、総合計画、政策評価など地方自治法にない課題も浮かび上がってきました。自治体は自前の制度を開発することになります。その嚆矢が2001年制定されたニセコ町のまちづくり基本条例で、全国で初めての自治基本条例であります。現在、全国で自治基本条例を制定している自治体は400近くあり、後志においては近年では2018年余市町で制定しております。

憲法は、権力に枠を定める最高法規です。同様に自治基本条例は、代表権限の運営に枠を定める自治体の最高規範であります。地方自治体の主役は町民、市民であります。自治基本条例は首長と議会の二元代表制を正常に運営させるためのものであります。二元代表権限を逸脱させないためのものでもあります。

総合計画にない政策や事業を原則行わないことを規定している自治基本条例もあり、重要な事案が起こった場合には、自治基本条例に基づき、手続きを踏んで対応することであり、判断するものであります。岩内町総合振興計画の本年度完成を目指して策定作業をしておりますが、総合振興計画はほかの諸制度と連動しており、計画事業実施の担当部署も明確にしなければなりません。何よりも住民参加の方式を取り入れ検証、推進して行かなければなりません。

木村町長においては、岩内町総合振興計画策定を機に町民（市民）、職員、町長、議員、四者の参加により、町長が何のために、どのような理念のもとに、どのような自治基本条例を作りたいのか、町長の職務を遂行する上でどのような自治基本条例であるべきかを提起し、自治基本条例の策定に着手すべきと考えます。自治基本条例に対する考え方及び制定方針についてお伺いします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

自治基本条例は、地方分権推進の流れの中で、住民自治に基づく自治体運営の基本理念や基本原則を自治体自らが定めるものであり、自治体における最高法規として位置づけられるものであります。

この自治基本条例につきましては、平成12年、ニセコ町で初めて制定され、その後全国の各自治体においても制定されておりますが、一般的に、自治体運営の基本理念や基本原則、まちづくりにおける住民、議会、行政の役割、情報共有と住民参加、条例の位置づけのほか、地方自治法には規定されていない重要な政策や制度など、自治体としてのまちづくりに関する基本的事項について規定したものとなっております。

私としては、これからの自治体運営には、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを自主的・自律的に、進めていくことが求められており、そのためには、住民、議会、行政それぞれの役割のもと情報を共有し、住民がまちづくりへ参加しやすい環境の整備を図り、住民と行政が同じ立場で目的を共有し、役割と責務を定め、協力し合いながら取り組む協働の理念こそが自治の基本であると考えております。

こうした考えのもと、新たな岩内町の進むべき方向性の決定や重要施策等につきましては、必要な情報を提供し、町民皆様の声を反映できるよう、幅広い方々からの声をお聴きする機会を確保するとともに、ご意見・ご要望にしっかりと耳を傾け、ニーズを踏まえながらまちづくりを取り進めているところであります。

従いまして、自治基本条例を制定していない現状におきましても、協働の理念のもと、情報共有と町民参加、さらには、それぞれの役割に応じたまちづくりに取り組む所存でありますので、現時点においては、自治基本条例を制定する考えには至っておりません。